
鹿児島市公共交通ビジョン協議会
設立会議・令和6年度第1回協議会

■ 法定協議会の再編に伴う協議会設立について

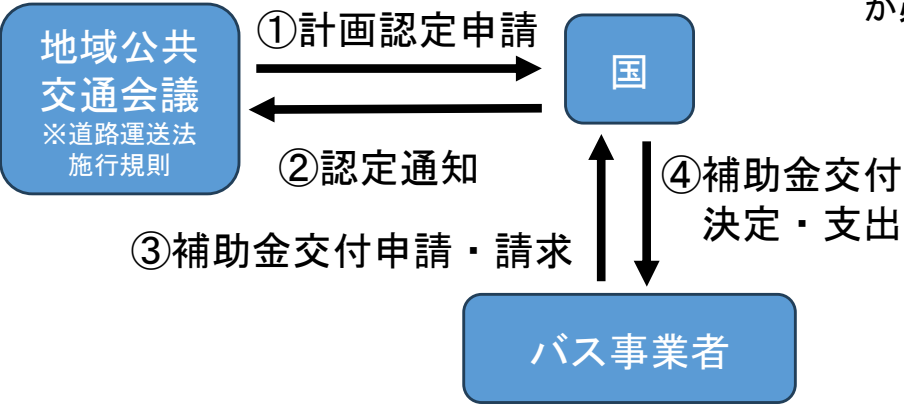
1 背景等

(1) フィーダー補助（あいばす運行）

【補助金受入等のイメージ】

《現行》

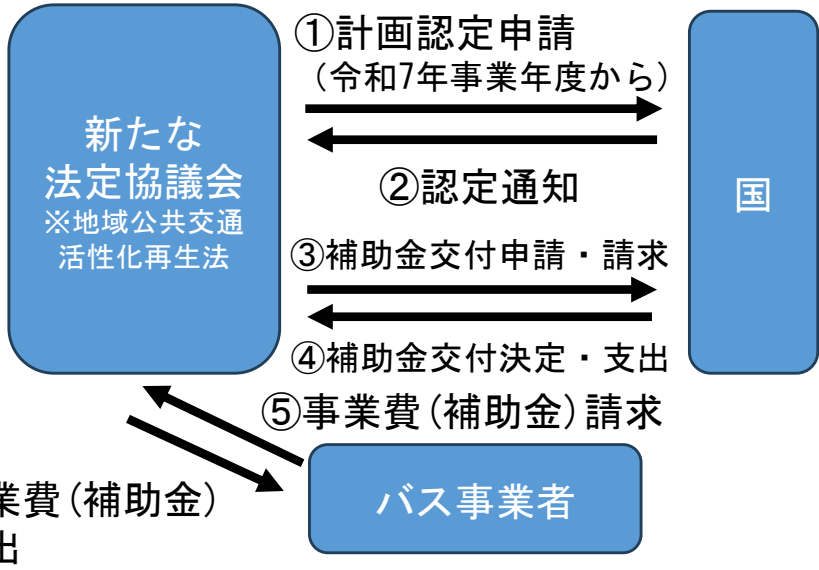
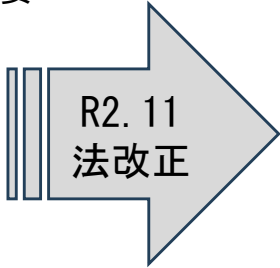
※国庫補助金を活用（受入は事業者）し、
あいばす運行（谷山・喜入）の確保・維持



《再編後》

※市公共交通ビジョンを作成する法定協議会での
補助金受入が必要

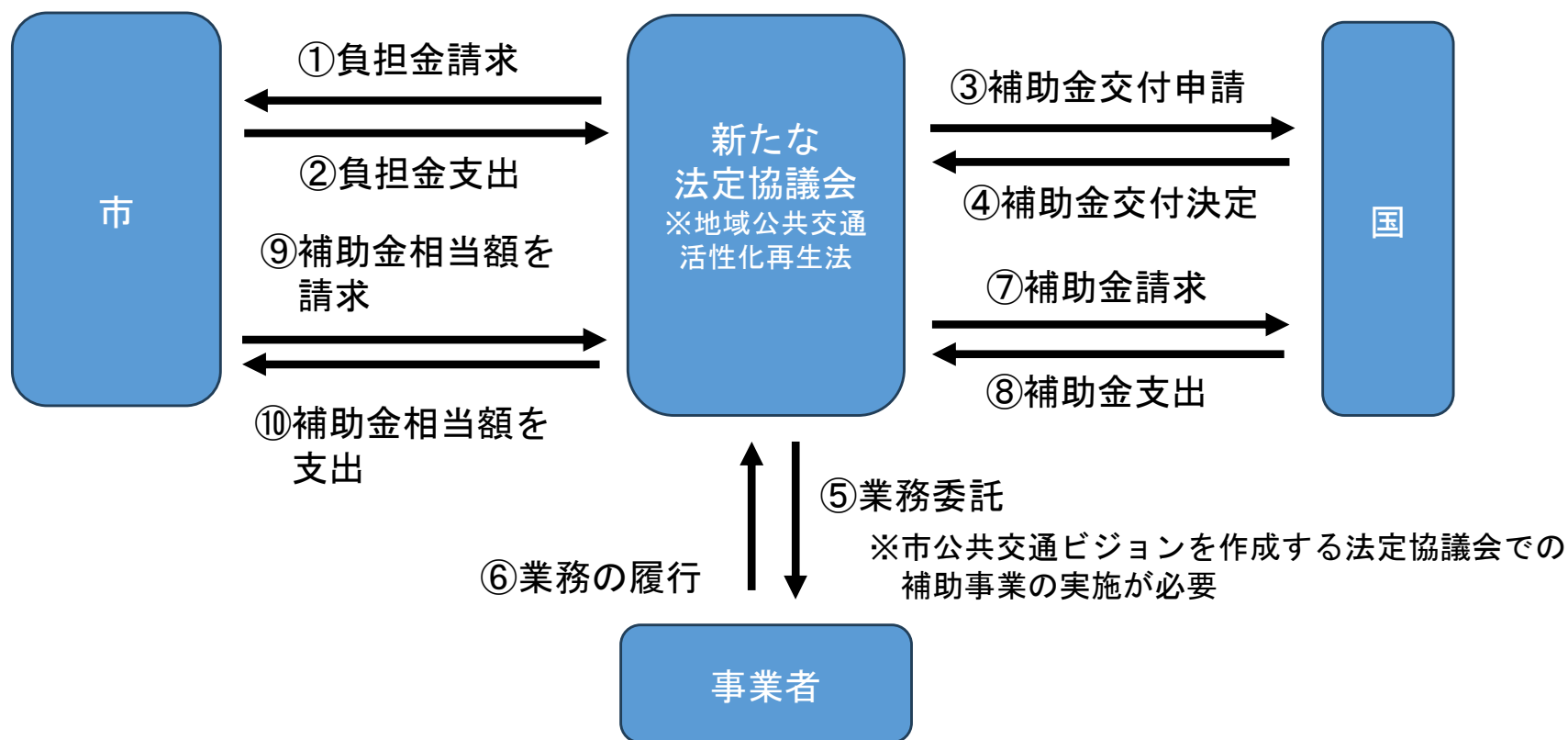
※市公共交通ビジョンに
国庫補助金活用の明記
が必要



・ 経過措置期間（令和6年度事業分（令和5年10月～6年9月）まで）が終了するため、今後も国庫補助金を活用するにあたり、現行の法定協議会である「第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進会議」を補助金受入が可能な協議会（外部組織）として再編する必要がある。

(2) 地域公共交通ネットワーク再構築検討事業（新規事業・令和6年度～）への取組

【補助金受入等のイメージ】



- ・ 地域公共交通ネットワークの再編や、ダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図る事業（利便増進事業）を実施するための計画（地域公共交通利便増進実施計画）の作成に係る費用への国庫補助金の交付申請・受入は、法定協議会（地域公共交通活性化再生法）のみができる。

①地域公共交通ネットワーク再構築検討事業の概要

【事業の背景等】

○鹿児島市第二次公共交通ビジョン（令和4年3月策定）

- ・公共交通ビジョンにおいては、人口減少・少子高齢化の進行など、公共交通を取り巻く社会経済情勢の変化等への対応として、コンパクトなまちづくりの実現に向け、利便性・効率性の高い持続可能な交通ネットワークの形成等に取り組むこととしている。

○現状等

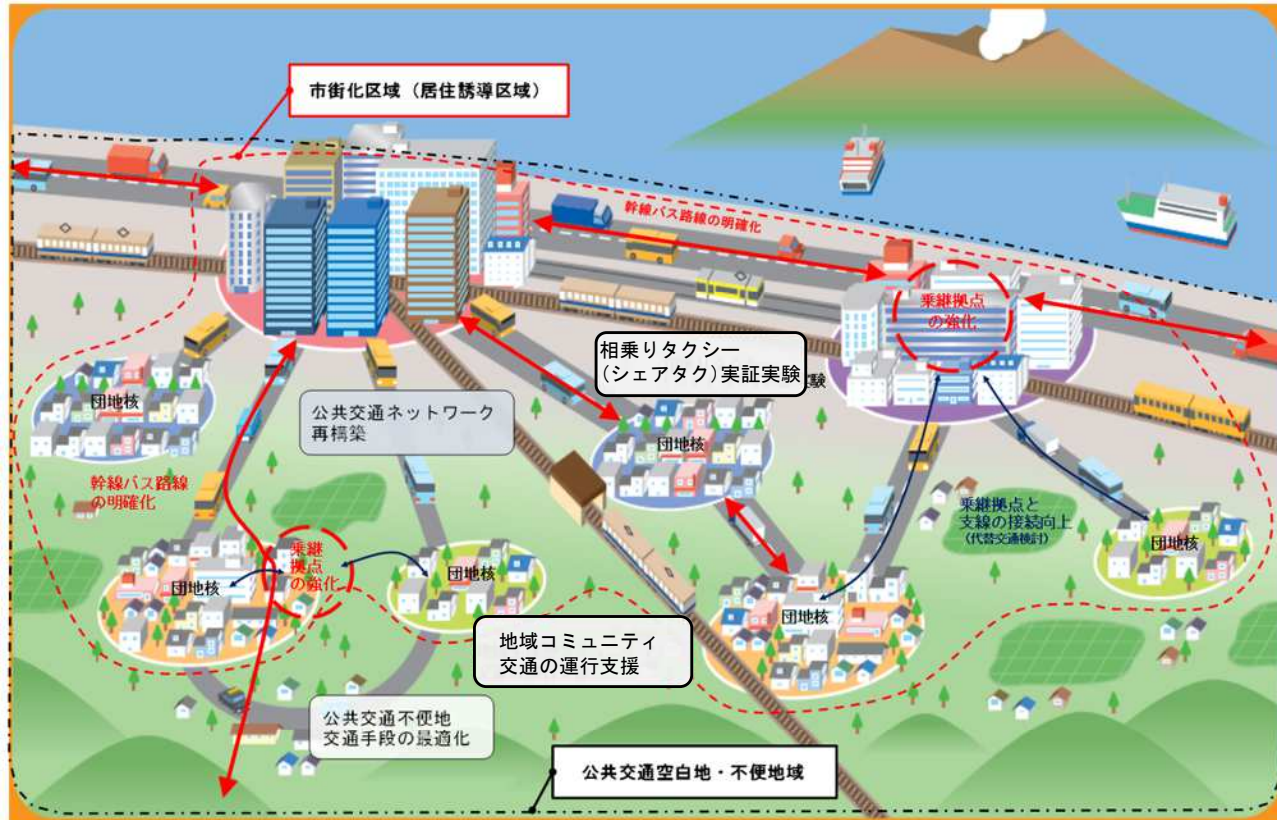
- ・コロナの影響や運転者不足など、公共交通を取り巻く環境はより厳しさを増してきており、この持続可能な交通ネットワークの形成等は喫緊の課題となっている。

○社会資本整備総合交付金を活用する制度の創設

- ・令和5年度に、地域公共交通ネットワークの再編やダイヤ・運賃などの改善により、利便性の高い地域旅客運送サービスの提供を図る事業を実施するための計画を作成し、その実現に必要な施設整備等を行う事業に対して補助金制度が新たに創設された。

【鹿児島市が目指すまちづくり】

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えのもと、バス路線の再編等により、持続可能な公共交通ネットワークを再構築し、集約された拠点を公共交通で繋ぎ、快適で移動しやすい都市を目指す。



【取組の具体的なイメージ】

バス路線再編

- 幹線・支線の明確化
- 幹線の輸送力強化 (連節バス等)
- 支線のモード見直し 等

交通結節拠点

- 幹線・支線の乗継強化
- 異なるモード間の乗継強化
- パークアンドライド 等

利便性向上

- キャッシュレス決済
- 停留所上屋・ベンチ
- デジタルサイネージ 等

持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため
事業者と行政等が連携して計画・施策展開する

※事業者、行政等の関係者からなる「鹿児島市公共交通ビジョン協議会」において協議を行う。

【基本理念】 みんなで支える 未来につながる交通ネットワークづくり

【社会資本整備総合交付金を活用する制度の創設（令和5年度）】

民間事業者等

- ・ 地域公共交通ネットワークの形成に必要な施設整備等を実施

国庫補助

社会資本整備総合交付金
(地域公共交通再構築事業)

補助要件

公共交通ビジョンの改訂・地域公共交通利便増進実施計画の策定及び大臣認定

○社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の概要

【交付金事業者】①地方公共団体

②地方公共団体から補助を受けて事業を実施する民間事業者等

【補助率】①1/2 ②地方公共団体が交付する補助金の1/2

【交付対象事業】バス施設（停留所、車庫・営業所、バスロケ関連設備、EVバス関連施設、その他事業の実施に必要な施設・設備）の整備（設計費、施設整備費）



停留所
乗換所



営業所
車庫



充電施設
蓄電池



GX/DX
バス車両

【地域公共交通利便増進実施計画について】

社会資本
整備総合
交付金
活用の要件

利便増進実施計画（策定主体：鹿児島市）

- ・ 地域公共交通ネットワークの再編や、ダイヤ・運賃等の改善を図る事業（利便増進事業）を実施するための計画
〔計画に求められる事項〕
 - 具体的な目標の設定
 - 利便増進事業の定量的な効果
 - 見直し路線等の客観的な分析



利便性の高い地域旅客運送サービスの提供

○ 利便増進事業の例

・ 路線等の編成の変更

- ＜事業例＞
- ・ バス路線の幹線と支線の分割
 - ・ 市街地中心部のバス路線の集約化
 - ・ 中心市街地を回遊できるバスの新設 など



- ・ 運賃又は料金の設定（定額制乗り放題運賃等）
- ・ ICカード又は二次元コードの導入

・ 運行回数又は運行時間の設定

- ＜事業例＞
- ・ 等間隔運行やパターンダイヤ など



- ・ 交通結節施設における乗降場の改善（ベンチ設置等）
- ・ 乗り継ぎに関する分かりやすい情報提供（デジタルサイネージ設置等）

2 再編後の法定協議会の体系等

(1) 名称

鹿児島市公共交通ビジョン協議会

(2) 根拠

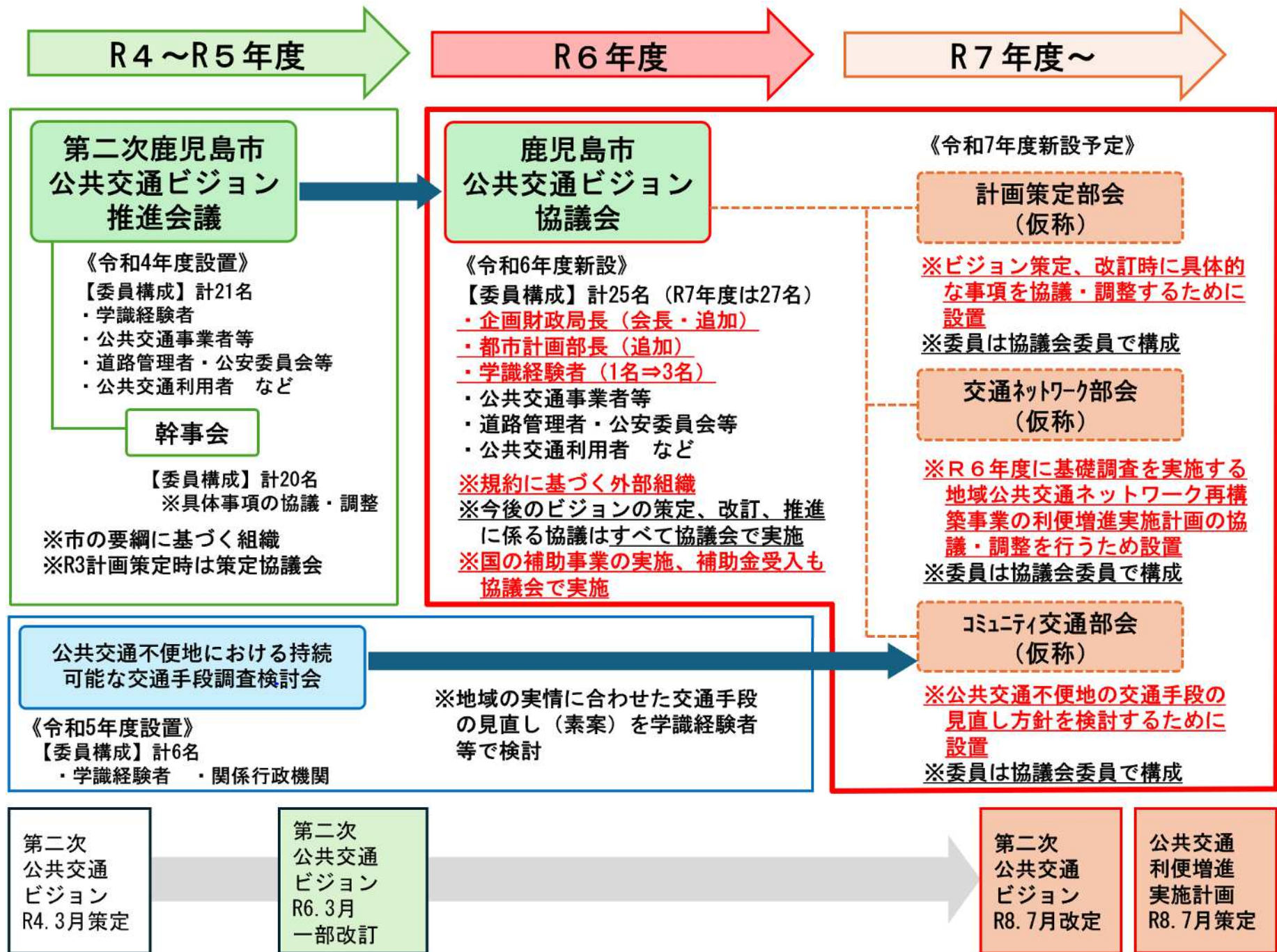
鹿児島市公共交通ビジョン協議会規約（規約案は別紙のとおり）

(3) 所掌事項

- ・ 鹿児島市公共交通ビジョンの作成及び変更に係る協議に関すること。
- ・ ビジョンの推進及び評価に係る協議に関すること。
- ・ 地域公共交通利便増進実施計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
- ・ ビジョン及び実施計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- ・ 前各号に定めるもののほか、必要な事項に関すること。

(4) 体系イメージ

次ページのとおり



鹿児島市公共交通ビジョン協議会規約（案）

（目的）

第1条 鹿児島市公共交通ビジョン協議会（以下「協議会」という。）は、都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年3月16日付け国都街第77号）第2第1項及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、鹿児島市が策定する鹿児島市公共交通ビジョンの作成及び実施に関して必要な協議等を行うために設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 鹿児島市公共交通ビジョン（以下「ビジョン」という。）の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (2) ビジョンの推進及び評価に係る協議に関すること。
- (3) 地域公共交通利便増進実施計画（以下「実施計画」という。）の作成及び変更に係る協議に関すること。
- (4) ビジョン及び実施計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項に関すること。

（協議会の委員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とし、会長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係事業者等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第4号に規定する委員の任期は、会長が別に定める。

3 委員は、再任されることができる。

（協議会の組織）

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名及び監事2名を置く。

2 会長は鹿児島市企画財政局長をもって充てる。

3 会長は協議会を代表し、協議会の会議（以下「会議」という。）の会務を総括する。

4 副会長及び監事は委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は協議会の監査事務を行う。
（会議）

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員（会長又は副会長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

7 オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（部会）

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第8条 委員及び委員の属する団体等の関係者は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（事務局）

第9条 協議会の業務を処理するため、鹿児島市企画財政局企画部交通政策課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

（経費の負担）

第10条 協議会に係る経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（財務に関する事項）

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

鹿児島市公共交通ビジョン協議会 委員名簿(案)

(敬称略)

(会計期間)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規約の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、令和8年3月31日までとする。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

3 第12条の規定にかかわらず、協議会の設立当初の会計年度は、協議会が設立された日から令和7年3月31日までとする。

No.	区分	所属等	役職	氏名	
1	鹿児島市	企画財政局	局長	古河 春美	
2		企画財政局企画部	部長	福田 大作	
3		建設局都市計画部	部長	宮園 秀二	
4	関係行政機関	九州運輸局鹿児島運輸支局	支局長	野元 雅幸	
5		鹿児島県	総合政策部参事 (地域政策担当)	伊瀬知 強	
6	公共交通事業者等	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社	副支社長	宮崎 恵介	
7		公益社団法人 鹿児島県バス協会	専務理事	鳩野 浩一郎	
8		鹿児島交通株式会社	取締役	西 修平	
9		南国交通株式会社	常務取締役	山田 誠	
10		JR九州バス株式会社	常務取締役 企画運輸部長	吉住 信哉	
11		鹿児島市交通局	次長	高橋 公弘	
12		鹿児島市船舶局	次長	渡辺 真一郎	
13		鹿児島市タクシー協会	専務理事	原田 豊	
14		道路管理者・港湾管理者	九州地方整備局鹿児島国道事務所	所長	竹下 卓宏
15			鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	部長	吉村 卓也
16	鹿児島市建設局道路部		部長	藤川 真一	
17	公安委員会	鹿児島県警察本部交通部	参事官	宮永 利文	
18	学識経験者	鹿児島大学	名誉教授	井上 佳朗	
19		九州産業大学理工学部情報科学科	教授	稲永 健太郎	
20		熊本大学大学院先端科学研究部	教授	円山 琢也	
21	公共交通利用者	公益社団法人 鹿児島県観光連盟	海外誘致専門員	渡辺 さつき	
22		消費生活アドバイザー	—	有山 まり子	
23		特定非営利活動法人 かごしま市民環境会議	理事長	村山 雅子	
24		特定非営利活動法人 まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会	事務局長	東川 美和	
25		一般社団法人 鹿児島県情報サービス産業協会	理事	松元 まや	

■ 令和6年度事業計画（案）について

1 事業概要

(1) 地域公共交通ネットワーク再構築検討事業

地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、官民が連携して取り組む利便増進実施計画の策定に向けた移動実態等の基礎調査を行う。

移動実態調査・分析業務

公共交通の現況や利用実態等について調査・分析の実施

① 現況バス路線等の整理

バス路線の運行ルートや運行頻度、交通結節機能等に加え、鉄道、路面電車、フェリー等の様々な移動手段について現状を整理

② 地域特性の把握

国勢調査や携帯電話位置情報等のデータを活用して地域特性の現状把握

③ 利用実態調査の実施

市民の外出移動の実態やニーズ、公共交通の利用状況等をアンケート調査により把握

④ 調査結果の分析

上記調査結果を分析し、幹線・支線の分類や交通結節拠点の検討等の実施

○スケジュール

年度	実施内容
令和6年度	<u>移動実態等の基礎調査</u>
7年度	交通事業者等協議、計画素案作成（公共交通ビジョン改定素案含む）
8年度	パブリックコメント、計画策定（7月：公共交通ビジョン改定含む）

(2) 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

谷山・喜入地域あいばすで活用している国庫補助金の令和7年事業年度分の認定申請を行う。

（令和6年6月末に認定申請書提出）

※あいばす運行事業者（谷山・喜入地域）：鹿児島交通(株)

※令和7年事業年度：令和6年10月1日～令和7年9月30日

(3) 第二次鹿児島市公共交通ビジョン推進事業の進捗管理

公共交通ビジョンの着実な推進を図るため、施策の進捗状況や評価指標の達成状況などの把握を行う。

【第二次鹿児島市公共交通ビジョンの推進事業総括表】

基本方針		重点戦略	令和5年度 実施事業数
1	利便性・効率性の高い、 持続可能な交通ネットワークの形成	1 各交通手段の適切な役割分担と結節機能の向上	16
		2 公共交通のサービス水準の向上	17
		3 市民・交通事業者・行政等が一体となった公共交通の維持・活性化	16
		4 ICTを活用した利用しやすい公共交通の推進	10
		小計	59
2	安心安全で、人と環境にやさしい 快適な交通環境の整備	1 安全・快適な交通施設の整備	11
		2 歩きやすいまちづくりの推進	9
		3 脱炭素に向けた環境にやさしい交通の推進	15
		小計	35
3	活力あるまちづくりの推進に向けた 公共交通の活用	1 都市景観・観光資源としての公共交通の有効活用	17
		2 中心市街地のにぎわい創出と活性化を支援する交通環境の整備	3
		3 広域交通ネットワークの形成	11
		小計	31
合 計			125

2 今後のスケジュール

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
法定協議会	<p>○第1回（対面）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度事業計画・収支予算（案）の協議 			<p>○第2回（書面）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）の協議 			<p>○第3回（対面）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通ビジョン推進事業の進捗管理 			<p>○第4回（対面）</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動実態調査・分析の結果報告 令和7年度事業計画・収支予算（案）の協議 		
地域公共交通ネットワーク再構築検討事業	<p>← 移動実態調査・分析業務 →</p> <p>※関係事業者等と随時、連絡調整を行う。</p>											

令和6年度収支予算（案）について

令和6年度 鹿児島市公共交通ビジョン協議会 収支予算（案）

収入 (単位:円)

項目	予算額	備考
1 負担金	30,771,600	
1 負担金	30,771,600	
1 負担金	30,771,600	鹿児島市負担金
2 補助金	10,000,000	
1 補助金	10,000,000	
1 補助金	10,000,000	国庫補助金
合計	40,771,600	

支出 (単位:円)

項目	予算額	備考
1 運営費	362,600	
1 運営費	362,600	
1 会議費	324,300	謝金他
2 事務費	38,300	公印作成他
2 事業費	30,409,000	
1 事業費	30,409,000	
1 事業費	30,409,000	移動実態調査・分析業務委託
3 諸支出金	10,000,000	
1 諸支出金	10,000,000	
1 諸支出金	10,000,000	国庫補助金相当額を鹿児島市に支払
4 返還金	0	
1 返還金	0	
1 返還金	0	
合計	40,771,600	

※協議会予算に不用額が生じる場合は、毎会計年度ごとに必要な返還を行うこととする。

■ その他の取組（6年度）

② 公共交通不便地における持続可能な交通手段調査検討事業

- ・ 持続可能な交通手段を検討するため、公共交通不便地におけるAIオンデマンド交通の有料の実証実験を実施するほか、地域住民の意向調査等を行う。

③ 相乗りタクシー実証実験事業

- ・ 夜間の交通手段を確保するため、タクシー事業者等と連携し、配車アプリを活用した相乗りタクシー（シェアタク）の実証実験を行う。

④ 路線バス・タクシー運転者確保対策事業

- ・ 路線バスやタクシーの運転者不足への対応のため、県外からの移住者に対し就職奨励金を給付する。

⑤ 地域主体型コミュニティ交通運行支援モデル事業

- ・ 地域交通の利便性を確保するため、地域が自主的に取り組むコミュニティ交通の運行を支援するモデル事業を実施する。

【令和6年度以降の交通政策展開イメージ】

